

(仮称)加古川市犯罪被害者等支援条例の骨子(案)に関する パブリックコメントの実施結果について

(仮称)加古川市犯罪被害者等支援条例の制定にあたり、パブリックコメントを実施しました。

お寄せいただいたご意見の概要については、下記のとおりです。

記

1 意見募集期間

平成28年12月9日(金)～平成29年1月10日(火)

2 条例の骨子(案)の掲示・閲覧場所

市ホームページ、市役所(市民案内・市民生活あんしん課)、各市民センター、東加古川市民総合サービスプラザ、各公民館、人権文化センター、旧加古川総合保健センター、加古川警察署

3 応募方法

市民生活あんしん課へ持参、郵送、ファックス、電子メール又は各施設に設置した意見箱に投函

4 意見募集の結果

(1) 意見提出人数 2人

【内訳】

市民生活あんしん課 2人

(2) 意見項目総数 11件

【内訳】

- | | |
|------------------|----|
| ・犯罪被害者等の定義に関する意見 | 1件 |
| ・背景と目的に関する意見 | 1件 |
| ・市民の責務に関する意見 | 1件 |
| ・事業者の責務に関する意見 | 1件 |
| ・相談及び情報提供等に関する意見 | 1件 |
| ・人材育成に関する意見 | 1件 |
| ・その他 | 5件 |